

# 桶川市福祉人材養成事業実施要綱

(平成12年3月31日市長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者福祉の向上を図るため、福祉活動を実践する者を養成する事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業)

第2条 この要綱において行う事業は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 点訳奉仕員養成講習会
- (2) 朗読奉仕員養成講習会
- (3) 手話奉仕員及び手話通訳者養成講習会
- (4) その他事業の目的を達成するために必要と認められる講習会等

(事業の委託)

第3条 前条の事業は、社会福祉法人桶川市社会福祉協議会に委託することができる。この場合において、市長は、委託した事業についてその実施状況等に関する報告を求めることができる。

(対象者)

第4条 この事業の対象となる者は、第2条に掲げる事業の受講を希望するものとする。

(事業の実施期間)

第5条 この要綱に定める事業の実施期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間とする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。